

徳島市都市公園 1 1 7 施設
及びとくしま植物園緑の相談所
指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和 6 年 8 月

徳島市都市建設部公園緑地課

目 次

1	施設の概要	
(1)	施設の概要	1
2	管理の条件等	
(1)	指定期間	1
(2)	指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容	1
(3)	管理基準	2
(4)	指定管理料	2
(5)	管理事務所	3
(6)	指定の取り消し等	3
3	申請の手続き等	
(1)	募集要項の公表及び配布期間	3
(2)	申請者の資格	3
(3)	提出書類	4
(4)	申請にあたっての留意事項	5
(5)	申請先等	5
4	説明会、質問の受付及びスケジュール	
(1)	説明会の開催	6
(2)	募集内容の質問の受付	6
(3)	指定管理者募集スケジュール	6
5	選定基準及び選定方法	
(1)	選定基準	6
(2)	選定方法	7
(3)	審査項目及び配点表	7
(4)	最低基準点の設定	8
(5)	選定結果の通知	8
6	指定管理者の指定及び指定後の手続き	
(1)	指定の方法	9
(2)	指定の通知及び告示	9
(3)	協定の締結及び協定の内容	9
(4)	現指定管理者からの事務の引継ぎ等	9
7	その他の事項	
(1)	協定が締結できない場合の措置等	9
(2)	問い合わせ先	10

徳島市都市公園 1 1 7 施設及びとくしま植物園緑の相談所
指定管理者募集要項

都市公園（以下「公園」という。）は、都市を緑化し都市景観の改善、公害の防除等を行い都市環境の向上を図るとともに主として住民の屋外における休息、観賞、散歩、遊戯、運動その他レクリエーション利用に供して、住民の情操の純化、健康の増進等に資することを目的として設置されています。

徳島市においては現在、公園の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第21号）及び徳島市都市公園条例（昭和32年条例第10号）第15条の2の規定等により、指定管理者による公園113施設及びとくしま植物園緑の相談所（以下「緑の相談所」という。）の管理運営業務を行っておりますが、令和7年度からの更新にあたり、より一層の効率化を目的として新たに公園4施設を追加し、計117の施設及び緑の相談所について管理運営業務を行う指定管理者を募集します。

1 施設の概要

- (1) 公園の名称・所在地等は、別紙のとおりとします。

管理施設等の詳細概要は、「徳島市都市公園 1 1 7 施設管理運営業務仕様書」及び「とくしま植物園緑の相談所管理運営業務仕様書」で示します。

2 管理の条件等

- (1) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

- (2) 指定管理者が行う業務の範囲及び具体的内容

指定管理者が行う主な業務は次のとおりとし、業務の詳細については、「徳島市都市公園 1 1 7 施設管理運営業務仕様書」及び「とくしま植物園緑の相談所管理運営業務仕様書」で示します。

- ① 公園の行為許可・利用制限等に関する業務
- ② 公園の維持管理に関する業務
- ③ 緑化に関する情報及び資料の提供に関する事
- ④ 緑化に関する相談に関する事
- ⑤ 緑化に関する講習会及び催物の開催に関する事
- ⑥ 緑化技術に関する調査、研究及び指導に関する事
- ⑦ 緑の相談所の設置目的を達成するために必要な事業
- ⑧ 緑の相談所の維持管理に関する事
- ⑨ その他市長が必要と認める業務

(3) 管理基準

- ① 公園及び緑の相談所利用者が快適かつ安全に利用できるように、公園及び施設を常に良好な状態に管理することとします。
- ② 指定管理者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。
ただし、業務の一部については、事前に徳島市へ書面で申請し、承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ③ 公園及び緑の相談所の管理運営を行うにあたっては、次の法令等を遵守することとします。
 - ア 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
 - イ 地方自治法、地方自治法施行令及び行政関連法規
 - ウ 労働基準法
 - エ 徳島市都市公園条例、徳島市都市公園条例施行規則、徳島市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例、とくしま植物園緑の相談所条例、とくしま植物園緑の相談所条例施行規則、徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「手続条例」という。）
 - オ その他関連法令

④ 個人情報

指定管理者が管理運営を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じることとします。

⑤ 情報公開

指定管理者が管理運営を行うにあたり、作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものについては、情報の公開を行うために必要な措置を講じることとします。

(4) 指定管理料

市から支払う指定管理料で、管理運営業務を行ってください。

- ① 指定管理料の年額の上限額（管理経費の基準を示したものであり、指定管理者決定後に締結する協定での金額とは異なる。）は、次のとおりとします。

指定管理料の上限額	205,046千円（税込み）
-----------	----------------

*収支計画書の作成にあたっては、上記金額以内で設定してください。

*上記金額を上回る提案をした場合は失格となります。

なお、支払時期や金額及び方法は、協定書により定めることとします。

- ② 指定管理料は、団体自身の口座とは別の口座で管理してください。

(5) 管理事務所

- ① 指定管理者は、次に示す管理事務所で本業務を実施するものとします。

所在地 徳島市渋野町辻西59番1

施設等概要 公園管理事務所 鉄骨造平屋建 延床面積142.89㎡
附属物 4.50㎡

倉庫 鉄骨造平屋建 延床面積80.70㎡

附属物 34.65㎡

土地 262.74㎡ (延床面積+附属物)

- ② 管理事務所は、無償貸与するものとします。ただし、管理事務所内の設備機器、事務用機器及び消耗品等は、指定管理者自らで用意してください。
- ③ 指定管理者は、指定期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、管理事務所の施設又は設備を現状に回復しなければなりません。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではありません。

(6) 指定の取り消し等

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由等により、管理運営業務を継続することができないと認める場合は、その指定を取り消し、又は、期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。
- ② 指定取り消し、又は、期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負いません。

3 申請の手続き等

(1) 募集要項の公表及び配布期間

募集要項は、令和6年8月1日(木)より市のホームページ上で公表します。

なお、関係書類は徳島市都市建設部公園緑地課の窓口において、令和6年8月1日(木)～令和6年9月18日(水)(午前8時30分～午後5時)まで配布を行います。ただし、土・日・祝日は除きます。

(2) 申請者の資格

- ① 申請者は、雇用の確保等地域経済への貢献等を踏まえて、市内に本店、支店又は営業所等を有する法人その他の団体(以下「団体」という。)とします。(個人での申請は不可)
- ② 複数の団体が共同事業体を構成し、申請することも可能です。
ただし、共同事業体で申請する場合の条件は、次のとおりとします。
- ア 代表の団体を定めること。
- イ 構成団体で協定書等を締結し、代表団体へ必要事項を委任すること。
- ウ 共同事業体の構成員となった団体は、他の共同事業体の構成員となったり、又はその団体単独で申請することはできません。

- ③ 公園及び緑の相談所の管理運営を安定的かつ円滑に行える団体であること。
- ④ 緊急時に、応援体制を含め迅速な対応が確実に果たせる団体であること。
- ⑤ 団体及びその代表者が、次の項目に該当しないこと。
 - ア 手続条例第3条第2項に規定する者
 - イ 法律行為を行う能力を有しない者
 - ウ 破産者で復権を得ない者
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市の一般競争入札の参加を制限されている者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225条）等に基づき更正手続きを行っている者
 - カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - キ 本市における指定管理者の指定の手續において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ク 本市から指名停止処分を受けている者
 - ケ 国税、都道府県税、市町村税を滞納している者
 - コ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制の下にある団体
 - サ 団体の役員及び構成員に、暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれている者

(3) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 指定管理者指定申請者連絡先（様式第2号）
- ③ 誓約書（様式第3号）
- ④ グループ構成団体届（共同事業体で申請する場合）（様式第4号）
- ⑤ グループ協定書（共同事業体で申請する場合）（任意様式）
- ⑥ グループ委任状（共同事業体で申請する場合）（様式第5号）
- ⑦ 団体に関する書類
 - ア 団体の概要（様式第6号）
 - イ 登記事項証明書（法人の場合:申請日より3ヶ月以内に交付されたもの）
 - ウ 定款、寄附行為、団体の規約等
 - エ 役員名簿

オ 納税証明書（申請日より3ヶ月以内に交付されたもの）

国税（法人税、消費税）及び主たる事業所の所在地の地方税（法人市県民税、法人事業税、事業所税、固定資産税、都市計画及び地方消費税等）の直近事業年度3年分の納税証明書（新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあっては、提出を要しないものとしします。）

カ 貸借対照表及び損益計算書等の決算関係書類（直近3年間分）

キ 公園施設又は類似施設の管理運営業務実績〔直近3年間分〕（様式第7号）

※実績がない場合でも、「なし」で提出してください。

⑧ 管理に係る事業計画書1～9（様式第8号）

※項目毎に枚数制限は設けませんが、要点をまとめ、わかりやすく見やすいものにしてください。

⑨ 管理に係る収支計画書（様式第9号）

(4) 申請にあたっての留意事項

① 提出された申請書類の内容を変更することはできません。

② 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

③ 申請書類は理由の如何を問わず、返却しません。

④ 申請後に辞退する場合は、辞退届（様式第10号）を提出してください。

⑤ 申請に関する費用は、申請者の負担とします。

⑥ 申請者の申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

なお、本事業において公表する場合、その他本市が必要と認めるときは、本市は申請書類等全部又は一部を無償で使用できるものとしします。

⑦ 本市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合もあります。

⑧ 本市が提供する資料等は、申請にかかわる検討以外の目的で使用若しくは、第三者に開示することを禁じます。

(5) 申請先等

① 申請先

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市役所4階 公園緑地課 ☎(088) 621-5295

② 申請受付期間

令和6年9月2日（月）から令和6年9月18日（水）

午前8時30分から午後5時まで（ただし、土・日・祝日は除きます。）

③ 申請方法

公園緑地課へ持参してください。

④ 提出部数

提出書類は、原本1部、副本10部を提出してください。

4 説明会、質問の受付及びスケジュール

(1) 説明会の開催

- ① 開催日時 令和6年8月9日(金) 午後1時30分から
- ② 開催場所 徳島市役所4階 401会議室
- ③ 留意事項

ア 当日、指定管理者募集要項等を持参してください。

イ 参加人数は、申請1団体につき2名までとします。

(共同事業体の場合は、各団体につき1名まで)

*申請予定者は、できる限り参加してください。

なお、参加希望者は、令和6年8月7日(水)午後5時までに、説明会参加申込書(様式第11号)に必要事項を記入の上、郵送、FAX又は電子メールにより、徳島市都市建設部公園緑地課宛に送付又は持参してください。

(2) 募集内容の質問の受付

- ① 受付期間 令和6年8月9日(金)～令和6年8月30日(金)午後5時まで
- ② 質問方法 質問票(様式第12号)により、郵送、FAX、電子メールのいずれかで徳島市都市建設部公園緑地課宛に送付又は持参してください。
- ③ 回答方法 受け付けた質問に対する回答を取りまとめ、随時、市のホームページにて回答する予定です。

(3) 指定管理者募集スケジュール

- ① 令和6年8月1日～令和6年9月18日 募集要項の配布
- ② 令和6年8月1日～令和6年8月7日 説明会の受付
- ③ 令和6年8月9日 説明会
- ④ 令和6年8月9日～令和6年8月30日 質疑の受付期間
※質疑の回答(ホームページ上で回答)
- ⑤ 令和6年9月2日～令和6年9月18日 申請書類の受付期間
- ⑥ 令和6年10月上旬～中旬 選定委員会による審査
- ⑦ 令和6年11月1日 選定結果の通知
- ⑧ 令和6年11月1日～ 選定結果の公表(ホームページに掲載)
- ⑨ 令和6年12月下旬 議会の議決後、指定管理者に指定
- ⑩ 令和6年12月下旬 指定の告示
(市役所前・各支所前の掲示場並びに
市長が別に定める掲示場)
- ⑪ 令和7年1月～ 基本協定締結、事務引継ぎ等
- ⑫ 令和7年4月1日 年度協定締結、業務開始

5 選定基準及び選定方法

(1) 選定基準

指定管理者となるべき候補者（以下「指定候補者」という。）の選定は、次の選定基準に基づいて行います。

- ① 公園及び緑の相談所利用者の平等な利用を確保するものであること。
- ② 事業計画書の内容が、公園及び緑の相談所の効用を最大限に発揮させるものであること。
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- ④ 収支計画書の内容が、管理経費の縮減を図るものであること。
- ⑤ その他、市が公園及び緑の相談所の性質及び設置目的を達成するために必要と認める事項。

(2) 選定方法

指定候補者の選定は、外部委員3人、内部委員（市職員）2人の計5人により構成した指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により選定します。

選定委員会において申請者のうち申請資格等の要件を満たす者を対象にした書類による一次審査を経た後、プレゼンテーションによる二次審査を行い、指定管理者として最も適した指定候補者を選定します。選定委員会は、この結果を市に報告します。

(3) 審査項目及び配点表（委員一人当たり200点満点）

審査項目	配点	計
① 団体の基本的事項、取り組みへの意欲や熱意 <ul style="list-style-type: none">・ 公園及び緑の相談所の役割を理解しているか。・ 公園の管理に向けた意気込みが感じられるか。	5点 10点	15点
② 市民の平等な利用の確保 <ul style="list-style-type: none">・ 公園及び緑の相談所の設置目的を理解し、平等な利用を確保するための管理の基本的な考え方ができているか	10点	10点
③ 施設の効用を最大限に発揮できる提案内容 <ul style="list-style-type: none">・ 利用者へのサービス向上に対する具体的な提案がなされているか。・ 利用者の要望・苦情処理の対応は適切か。・ 管理施設の年間作業計画は適正な管理ができる内容となっているか。	25点 10点 10点	45点

審査項目	配点	計
④ 事業計画に沿った管理を安定して行う人的能力・物的能力の保有状況等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園施設又は類似施設における良好な管理実績を有しているか。 ・ 団体の資産や経営状況は健全で安定しているか。 ・ 執行体制及び責任体制は明確になっているか。 ・ 職員の研修や指導監督等、人材育成状況は妥当か。 ・ 公園管理業務を行う知識と経験を有した人材配置計画になっているか。 	10点 5点 5点 5点 5点	30点
⑤ 管理経費の縮減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計画の内容は妥当であるか。 ・ 経費縮減の独自の工夫がなされているか。 	30点 30点	60点
⑥ 危機管理の体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全への配慮や事故防止に向けた取組み体制災害時における適切な対応がとれる体制となっているか 	10点	10点
⑦ 法令等の遵守状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園法、地方自治法、徳島市都市公園条例、とくしま植物園緑の相談所条例等について十分に理解し、必要な措置が講じられているか。 ・ 情報公開・個人情報の保護に対する取組みは適切か。 	5点 5点	10点
⑧ 地域や関係機関等との連携について <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元町内会や関係機関との連携はとれているか。 	15点	15点
⑨ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境や福祉に配慮した取組みを行っているか。 	5点	5点

(4) 最低基準点の設定

適正な管理運営と一定の水準を確保するため、最低基準点として、配点集計の結果、総合評価点が総配点の60%以上を満たすこととする。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、令和6年11月1日に、文書により通知します。また、市のホームページにおいても、11月1日から、申請団体の名称一覧、指定管理者の候補者に選定された団体の名称・総得点、項目別得点及び選定理由、選定されなかった団体の総得点などを公表します。

6 指定管理者の指定及び指定後の手続

(1) 指定の方法

指定管理者の指定は、令和6年12月徳島市議会定例会に指定管理者を指定する旨の議案を提案し、議決後に指定管理者として指定します。

(2) 指定の通知及び告示

指定管理候補者を選定したときは、その結果を団体に通知するとともに、指定管理者を指定したときは、その旨を告示します。

(3) 協定の締結及び協定の内容

指定議案の議決後、管理運営業務を実施する上で必要となる次の詳細事項について、指定管理者と市との間で協議の上、協定を締結するものとします。

① 協定の内容

- ア 事業計画に関する事項
- イ 事業報告及び業務内容に関する事項
- ウ 市が支払うべき管理に要する経費に関する事項
- エ 指定の取り消し及び管理運営の業務の停止に関する事項
- オ 利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
- カ リスク分担に関する事項
- キ 災害等発生時の対応に関する事項
- ク その他管理運営業務に関し市長等が必要と認める事項

(4) 現指定管理者からの事務の引継ぎ等

新指定管理者は市と協議し、指定期間の始期から円滑に管理運営業務が実施できるように、現指定管理者から事務を引き継ぎ、必要な準備行為を行うものとします。

7 その他の事項

(1) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、管理運営業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として管理運営業務を行うことについて、ふさわしくないと認められるとき。
- ④ 申請や審査過程その他において不正な行為があったと市が認めたとき。

(2) 問い合わせ先

徳島市 都市建設部 公園緑地課（徳島市役所4階）

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

☎ (088) 621-5295 FAX (088)621-5273

メールアドレス koen_ryokuchi@city-tokushima.i-tokushima.jp